

農業外国人材向け動画制作業務に関する委託仕様書

1 委託業務名

農業外国人材向け動画制作業務

2 委託業務の目的

近年、本県における農業人材として、外国人材の受入れが増加傾向にある中、農業機械の操作など、農業技術を有する人材に対するニーズが高まっている。

一方で、外国人材に対して、本県農業における就労環境やキャリアアップの可能性が十分に伝わっておらず、就労後にミスマッチが生じる事例も見られる。また、受入農業者からは、言語や経験の違い等により、農作業や農業機械の操作に関する指示・説明に苦慮する声も聞かれる。

そこで、本県農業への就労を促進するとともに、外国人材と受入農業者の双方が円滑に作業を進められる環境を整備するため、外国人材向けに本県農業における就労環境等を紹介する PR 動画及び農業機械の操作を中心とした作業動画を制作する。

3 業務委託の範囲

2の目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

(1) 動画制作業務

以下の内容を盛り込んだ動画とすること。

①本県の農業におけるキャリアアップ事例の紹介

- ・ 5分程度×3名程度（特定技能2名、技術・人文知識・国際業務1名）
- ・ 過去の経歴から現在に至るまでのキャリアアップを示す。
- ・ 今後のキャリアアップ（今後どのような技術を習得し、どのような目標を持つかなど）や生活状況も盛り込む。

②農作業の紹介

- ・ 5分程度×2種類程度（畜産、耕種）
- ・ 農業機械の操作を中心に、作業内容を紹介する。

(2) 特記事項

- ・ 動画内容の詳細については、外国人材を受け入れる農業者と調整の上で決定する。
- ・ 動画における説明内容は、字幕表示及びナレーション付与とする。
※動画1つあたり、1,000文字程度を想定。
※字幕表示及びナレーション付与に係る言語は「日本語」「英語」「ベトナム語」「インドネシア語」「ネパール語」「ベンガル語」とする。
- ・ 動画制作に係る取材は、県内5日間程度を想定

4 その他の要件

(1) 企画提案書作成上の留意事項

事業費の積算は、3の事項ごとに要する経費に分けて行い、各々の経費を明示する。

(2) 委託業務実施上の留意事項

受託者は、経理処理について、3の事項ごとに要する経費を区分して経理し、各々の帳票を作成する。

(3) その他

- ① 受託者は、業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整をする。
- ② 内容の追加や変更が生じた場合は委託者と受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。
- ③ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。
- ④ 本業務で成果品として納品される動画の著作権、肖像権等の一切の権利は、県に帰属するものとする。なお、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾に係る費用は、事業費に含まれるものとする。
- ⑤ 本業務で得られた情報について、県の許可なく流用してはならない。

5 委託業務に係る支払方法及び経費について

(1) 委託料は、精算払により支払う。

(2) 次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。

- ・ 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
- ・ 会議等での食糧費(茶菓代を除く。)
- ・ 団体等へ加入するための負担金
- ・ 受験料や免許登録のための役務費
- ・ 租税公課(消費税及び地方消費税は除く。)

6 提出物

委託業務完了後、速やかに次に掲げる書類を作成し、県の検査を受けるものとする。

(1) 業務完了報告書(作成資料の内容等の実績を記載すること) 1部

(2) 制作した動画を全て納めたDVD-ROM 3部

※編集可能な電子データ(MP4)にて提出すること。

※最新のウイルスチェックを実施し、そのウイルスチェックを行ったソフト名、ウイルスチェック日をDVD-ROMに明記又は貼付すること。